財形住宅預金規定

財形住宅預金(以下、「この預金」という。)は、次の規定により取扱います。

1. この規定の取引における契約の成立

当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2. 預入れの方法等

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証(以下、「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類・自動継続等

- (1) 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預 入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金(第3条による一部支払後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの 預金の元利金を当行所定の方法でまとめたうえ、期日指定定期預金として自動的に継続します。

3. 預金の支払方法

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求 書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(ま たはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、 この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出し てください。

また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出 しをするものとします。

4. 利息

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)

利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額 についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の継続日)から 適用します。

(2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、 預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下 は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約

- (1) やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の あった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第15条に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解 約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が当行との取引申込時(この預金取引以外の取引申込時を含みます。)にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、ま

たは次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為

6. 退職時等の支払

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第2条および 第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に 支払います。この場合、前条第1項と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

7. 税額の追徴

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- ① 第3条によらない払出しがあった場合
- ② 第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第3条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、預金者の叱亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. 差引計算等

- (1) 第7条第2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ① 第7条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. 転職時等の取扱

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. 非課税扱いの適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利 息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11. 預入金額の変更

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

12. 届出事項の変更、契約の証の再発行

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
 - この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、 当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める ことがあります。

13. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 印鑑照合

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合 し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段 の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

15. 譲渡、質入れの禁止

この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序包活 を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、こ の預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対す る債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第5条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

19. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると 認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変 更することができるものとします。